

経済活動と地球環境問題に関しては、地球温暖化問題が中心となって議論され、そのための対策も講じられようとしている。この問題ではまた、経済危機に対する処方箋として、グリーンエコノミーが強調され、「持続可能な生産構造」を旗印にあらたな産業を興すことによって経済の活性化をはかろうとすることに繋がっている。

1) グリーンニューディールのエネルギー戦略

・原子力発電はクリーンエネルギーではない。

「地球温暖化対策基本法案」が2010年3月12日に閣議決定され、政府は原子力発電をクリーンエネルギーと位置づけ、産業政策としても重視している。しかしこれには多くの問題点がある。原子力発電はなんといっても事故に伴う環境汚染、人体に与える被害が問題である。その施設建設、施設廃棄を考えると、大量のエネルギーを使い環境悪化をもたらすことも指摘されている。今、景気対策という位置づけも得てアジア諸国をはじめ海外に日本企業による原子力発電所の建設が計画されているが、問題が拡大するばかりである。

「環境影響評価法改正案」が2010年3月19日閣議決定され、あらたなエネルギー源の生産が企画されている。金融・経済危機のおり、米国政府によって、エネルギー・食料戦略としてバイオ燃料が注目されてきたが、日本においてもこれから新エネルギーとして生産・消費の拡大が図られようとしている。しかしこれも様々な問題点をはらんでいる。

バイオエネルギーのうち、バイオエタノールはアルコールであり、米国ではトウモロコシを原料に、ブラジルではサトウキビを原料に作られている。糖分やセルロースを効率的に発酵させるために遺伝子組換え技術が用いられる。もうひとつのバイオディーゼルは菜種、大豆、パームヤシから作られる。これらの作物の作付け拡大は米国の耕地を占有し、ブラジルやマレーシアの熱帯雨林を破壊し、直接的・間接に食料生産を脅かし、サブプライム危機のよりの穀物高騰の要因ともなった。

・大規模な自然エネルギー利用も環境破壊を生じる。

太陽光発電や風力発電においても巨大システムとなると問題が生じる。太陽光発電ではこのシステムが寿命に達したとき、膨大なゴミが発生する。風力発電も巨大化すると、周囲の環境・生態系への悪影響、低周波公害などの健康被害を招く。

・原子力発電は当然利用すべきでないが、環境との共生を考える新規技術を利用する際にも、小規模であること、地域社会での合意が得られることが重要である。

2) 開発が種の多様性に悪影響を及ぼしてきた。その度合いは近年、深刻化している。

1992年に成立した国連の「生物多様性条約」締約国会議（COP10会議）が2010年10月、名古屋で開かれる。この会議では、希少生物の保護、生物多様性の確保が重要なテーマとなる。

生物多様性条約では、希少生物の保護をはかり生態系の保全を図ることと並んで、遺伝資源から得られる利益配分問題も課題となる。すなわち遺伝資源が資源として捕えられ、その遺伝子を用いて開発した新品種や医薬品が特許対象として保護され、企業が独占的な

利益を上げている。この特許を認める考え方に対し、自家採取によって従来の子守を守ろうとする農家、特許侵害で訴えられた農家などが、ABS (Access and Benefit-Sharing) をキーワードに、この会議で、多国籍企業の種子支配に待ったをかけようとしているのである。

3) バイオテクノロジーが食品にも応用され、新規食品や新規生物体が市場化され、国境を超えて環境汚染を引き起こしている。

2000年に採択された国連の「バイオセーフティ議定書、別名カルタヘナ議定書」締約国会議 (MOP5会議) が2010年10月、名古屋で開かれる。

この会議では、遺伝子組換え技術は種の壁を越えて遺伝子を移すものであり、これは特別に規制しなければならないために「カルタヘナ議定書」が作られた。議定書第8条では遺伝子組換え作物の輸出に情報の正確さを確保するための法制定を求め、また、輸入国には国内規制を求めている。日本は2003年にカルタヘナ国内法を制定したが、まったくのザル法である。

議定書第27条では、遺伝子組換え作物を輸出し、環境などに悪影響を及ぼした時の責任のあり方と修復の方法、賠償責任の方法などを確定することが名古屋で議論される。これについては、議定書が明示している「予防原則」の立場に立つこと、汚染者負担の原則に立つこと、開発企業の責任を問う仕組みを作ることなどが求められる。

以上